（福岡市）

別紙１

|  |
| --- |
| この様式は、扶養手当上の扶養親族として認定されている「**配偶者**」、「**子**」について公立学校共済組合組合員の被扶養者として認定申告する場合に申告書と併せて提出すること。 |

|  |
| --- |
| **被扶養者申告（普通認定）に係る申立書**次の者について、**扶養手当を受給中または申請中**であり、**公立学校共済組合における組合員被扶養者の認定要件も満たしている**ことから、普通認定として被扶養者の認定を申告します。なお、公立学校共済組合の被扶養者の認定要件を満たさない場合は、遡って認定取消の手続を行います。被扶養者氏名　　　　　　　　　　　　　続柄　　　　　　　被扶養者生年月日　　　　　年　　　月　　　日（　　　才）扶養手当について　(〇をつける)　　　　受給中　・　申請中扶養手当の認定（予定）日　　　　　年　　　　月　　　　日※　「普通認定」とは、扶養手当上の扶養親族として認定されている場合に添付書類を省略して申告することをいう。　　扶養手当を申請中の者で、認定審査後、扶養手当の認定がなされなかった場合は、当支部における被扶養者の認定も遡って取消（特別認定として再申告が必要）となるので、至急、当支部へ連絡すること。なお、この場合、連絡が遅くなると組合員及び被扶養者に不利益が生じる場合があるので注意すること。公立学校共済組合福岡支部長　殿上記のとおり申し立てます。　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日組合員証番号　　　　　　　　　組合員氏名　　　　　　　　　　　　 |
| 公立学校共済組合福岡支部長　殿上記内容に相違ないものと認めます。　　　　　　　　　　　　年　　月　　日所属所名　　　　　　　　　　　　　　　　　所属長名　　　　　　　　　　　　　　職印　 |

※　公立学校共済組合組合員被扶養者の認定要件の詳細は「公立学校共済組合事務手引」の「被扶養者に関する事務手続」の頁を参照すること。

**所得についての留意点（間違いやすい点）**

**１　給与収入**

　　年収（1月から１２月まで）で130万未満だとしても次の場合は、認定できない（取消となる）こと。

　　　①　３か月以上連続で108,334円を超える場合

当初の雇用契約では基準額を下回っていたが3か月連続して基準月額を超えた場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 雇用継続 |
| 10万 | 11万 | 12万 | 11万 | 10万 | 10万 | 12万 |

基準月額108,334円を3か月連続（5月～7月）で超えているため、8月１日で認定取消となります。

　　　②　各年の1月から12月の年収は130万円を超えておらず、基準月額を３か月以上連続で超えている月もないが、1年の間隔で見ると年収130万円を超えている場合（年収額が120万円台の場合は注意してください。）

＜令和２年＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 計 |
| 10万 | 11万 | 10万 | 10万 | 12万 | 11万 | 10万 | 10万 | 11万 | 11万 | 10万 | 12万 | 128万 |

＜令和３年＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 計 |
| 10万 | 12万 | 12万 | 10万 | 12万 | 12万 | 10万 | 10万 | 11万 | 10万 | 10万 | 10万 | 129万 |

1月から12月だけでなく、2月から1月までや、3月から2月までなど１か月ずつずらしたスパンで130万円を1年で超えている月はないかチェックしてください。上記の例では、令和2年4月から令和3年3月の1年で131万円となるので、令和3年4月1日付けにて認定取消となります。

**２　事業所得、農業所得、資産所得等**

　　　事業所得等については、総収入から当該所得を得るために真に必要と認められる経費（所得税法上、認められる経費とは一致しない。）を控除して年額を算出します。

　　　なお、共済組合が必要経費として認める科目は以下のとおりです。

※　事業所得において、地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費については自宅と事業所が別々であれば控除可。

※　組合員の妻又は両親等が事業、農耕等に従事しているが、その所得が組合員名義になっている場合は、名義上の所得の帰属にかかわらず、実態を把握し、所得が誰に帰属するかにより判定します。